

令和2年(2020年)2月版

枚方市総合文化芸術センター

利用のご案内

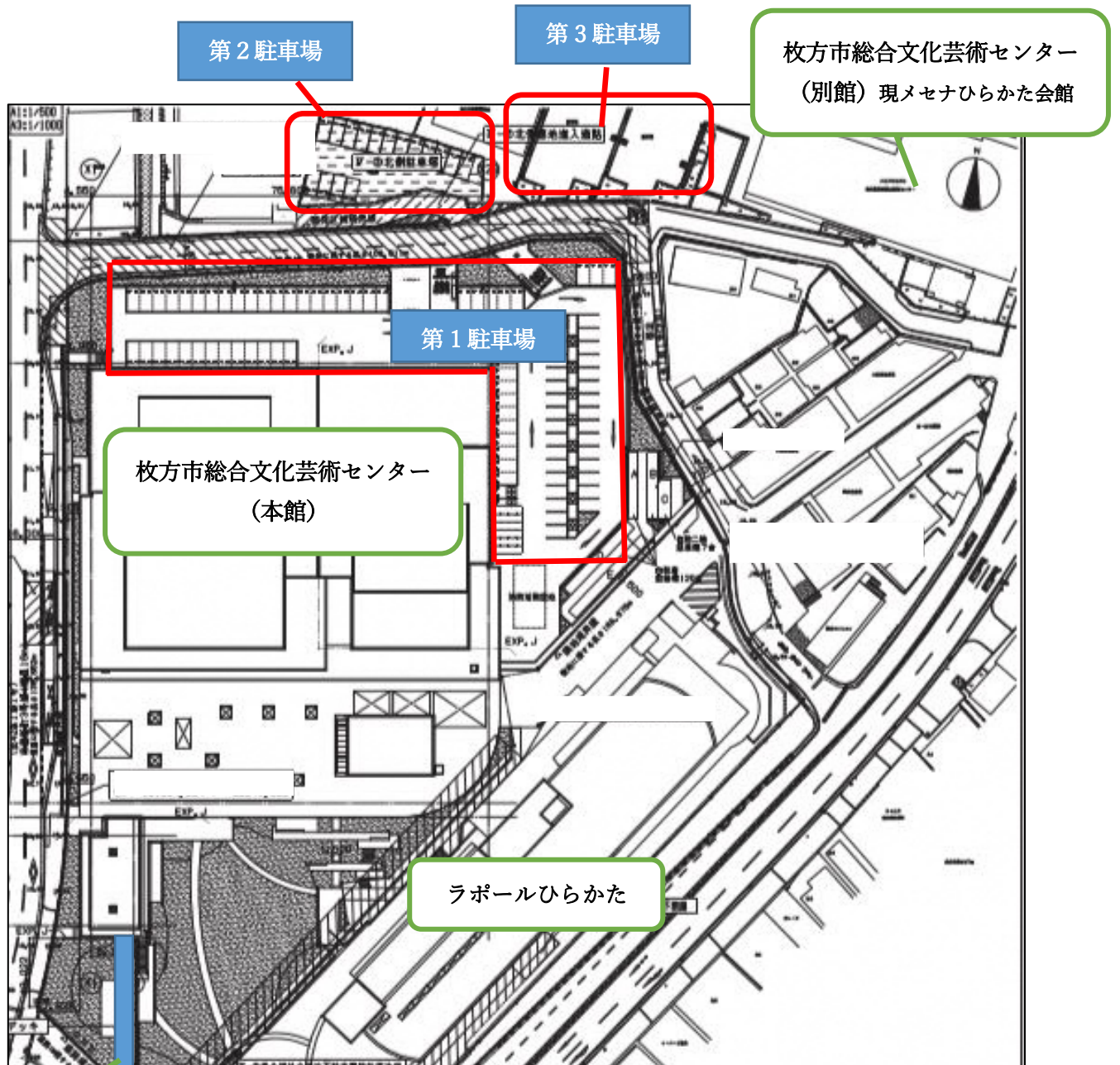
令和3年(2021年)10月 本館貸出開始
(別館は4月OPEN)



枚方市 産業文化部 文化振興課

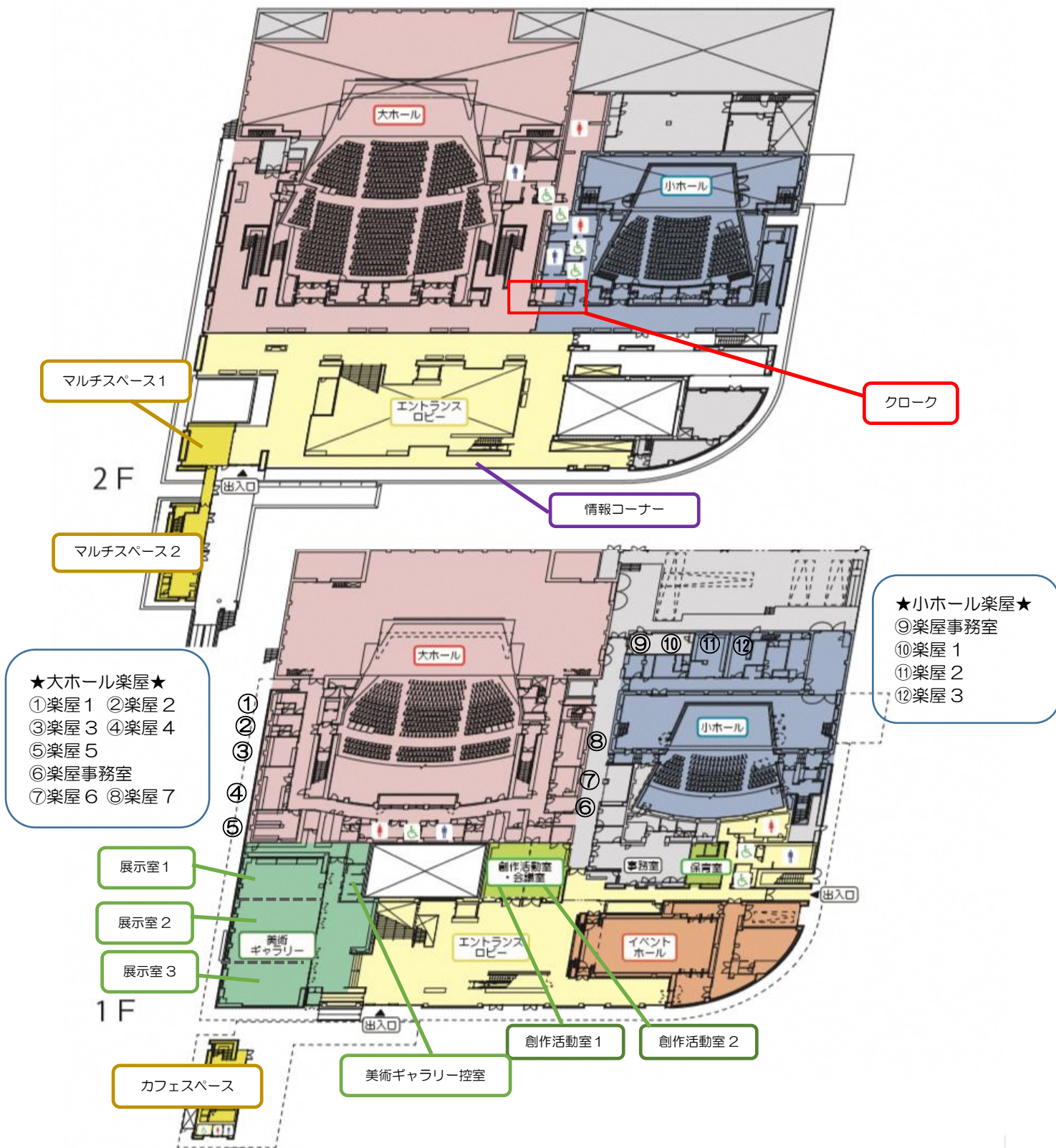
I. 施設概要

施設全体図

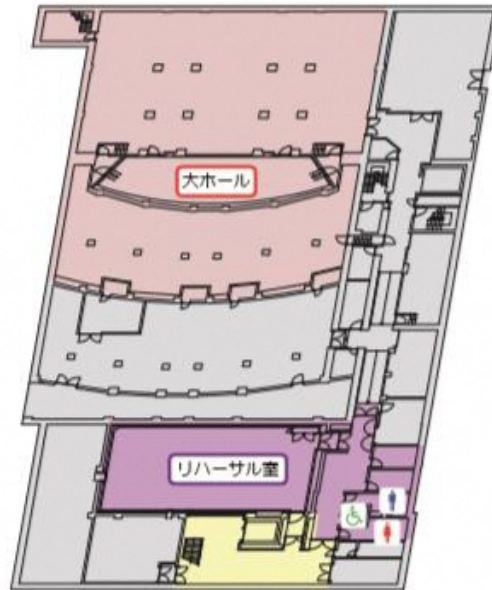


歩行者デッキ

本館フロアマップ



B1F



諸室概要

(1) 大ホール

客席：1468 席

(1 階席 836 席、2 階席 392 席、3 階席 240 席)。

車いす用 8 席含む。多目的スペース（親子室）1 室。

楽屋：7 室（定員 80 人程度）

舞台装置：走行式音響反射板、オーケストラピット、
舞台せり

舞台寸法：(主舞台) 間口 20.0m×奥行 15.6m×高さ 11.5m

(上手舞台) 間口 10.9m×奥行 16.9m

(下手舞台) 間口 11.3m×奥行 16.9m



音楽・演劇などの文化芸術公演をはじめ、集会など多目的に使用可能な高機能ホールです。中ホール規模の利用ニーズに対応できるよう、1 階席（836 席）のみの利用にも対応します。また、小さなお子様連れの方が気兼ねせず鑑賞できる多目的スペースを客席 2 階の後部に設けています。

【使用例】 ・演劇・音楽公演 ・舞踊公演・ミュージカル公演 ・伝統文化・伝統芸能 ・興行公演
・各種式典

(2) 小ホール

客席：325 席。車いす用 2 席、臨時席 14 席 含む。

多目的スペース（親子室）2 室。

楽屋：3 室（定員 30 人程度）

舞台装置：吊り下げ式音響反射板

舞台寸法：（主舞台）間口 14.0m×奥行 9.9m×高さ 8.0m

（上手舞台）間口 7.3m×奥行 9.7m

（下手舞台）間口 7.0m×奥行 9.7m



豊かな響きと遮音性に優れ、演劇や音楽公演、発表会など、様々なジャンルの公演に対応する高機能ホールです。また、小さなお子様連れの方が気兼ねせず鑑賞できる多目的スペースを客席後部に設けています。

【使用例】 ・演劇・音楽公演 ・舞踊公演・ミュージカル公演 ・伝統文化・伝統芸能 ・発表会

(3) イベントホール

客席：（ホール形式）200 席程度

（スクール形式）120 席程度

（パーティ形式）120 席程度

舞台装置：収納式舞台

イベントホールは平床で舞台を設置できます。

専用の搬入スペース、控室、パントリーを備え、飲食可能となっています。後方の可動壁を全開すれば、エントランスロビーとの一体的な利用も可能です。

【使用例】・小規模演劇・ミニコンサート・発表会・講演会・レセプション・各種パーティ



(4) 美術ギャラリー

展示室：可動壁により 3 分割できる仕様。

展示室 1：約 110 m²、展示室 2：約 80 m²、

展示室 3：約 90 m²。

展示室 1 に展示ケースを設置。

天井高：約 3m。ただし 3 分割の中央部分は約 3.5m

前面：ガラス貼りで視認性に優れた展示空間となっており、
ギャラリー閉館時にも展示作品の視認が可能。

搬入出：作品の搬入出専用の駐車場を確保するとともに、搬入出
に配慮した動線を確保し、一時保管庫や控室も完備。

※物品販売はできません。

1 階エントランス左手に位置し、各ホールや施設前広場などを訪れた人も気軽に立ち寄れる配置となっています。ギャラリー前には展示ケースを設置し、市所蔵作品を常設展示する予定です。

【使用例】・美術工芸、手芸など日ごろの芸術活動の発表・展示



(5) 施設前広場

簡易ステージやテント設置可能な広場、電源も備えていることから、各種イベントの開催も可能です。

- 【使用例】・ホール等の催しと連動したイベント
- ・各種屋外イベント



(6) マルチスペース (2階)

カフェの客席スペースとして活用するだけでなく、ホール公演や屋外イベントと連動して活用することも可能なフリースペースとなっています。

(7) 創作活動室 (会議室)

収容人数：最大 100 人程度

仕様：可動壁により 2 分割可能

シンクを備え、創作活動や美術ワークショップに利用できます。会議利用等にも対応可能。大・小ホール楽屋としても利用できる動線を確保しています。

(8) リハーサル室

遮音に優れ、公演前のリハーサルや日常練習に利用可能。鏡壁面を備えており、バレエやダンス等の練習に対応。簡易な公演も可能です。

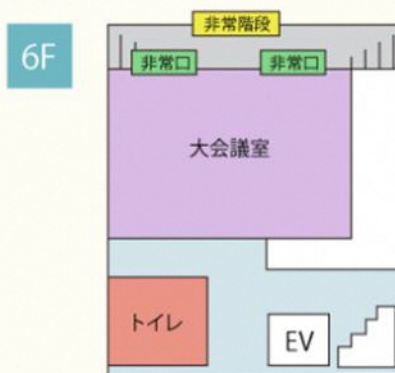
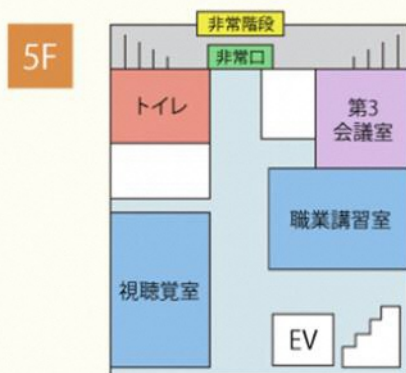
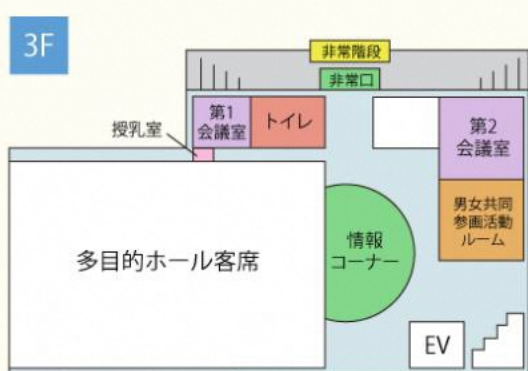
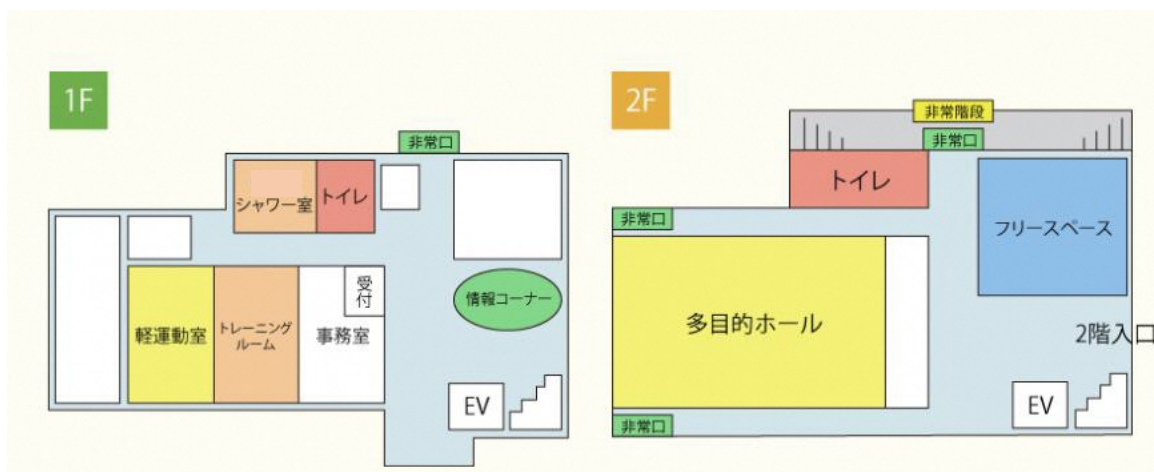
- 【使用例】・公演前リハーサル・ダンス等のワークショップ・バレエ、ダンス等の練習

(9) 保育室・授乳室

子ども用トイレを備えた保育室を整備しています。

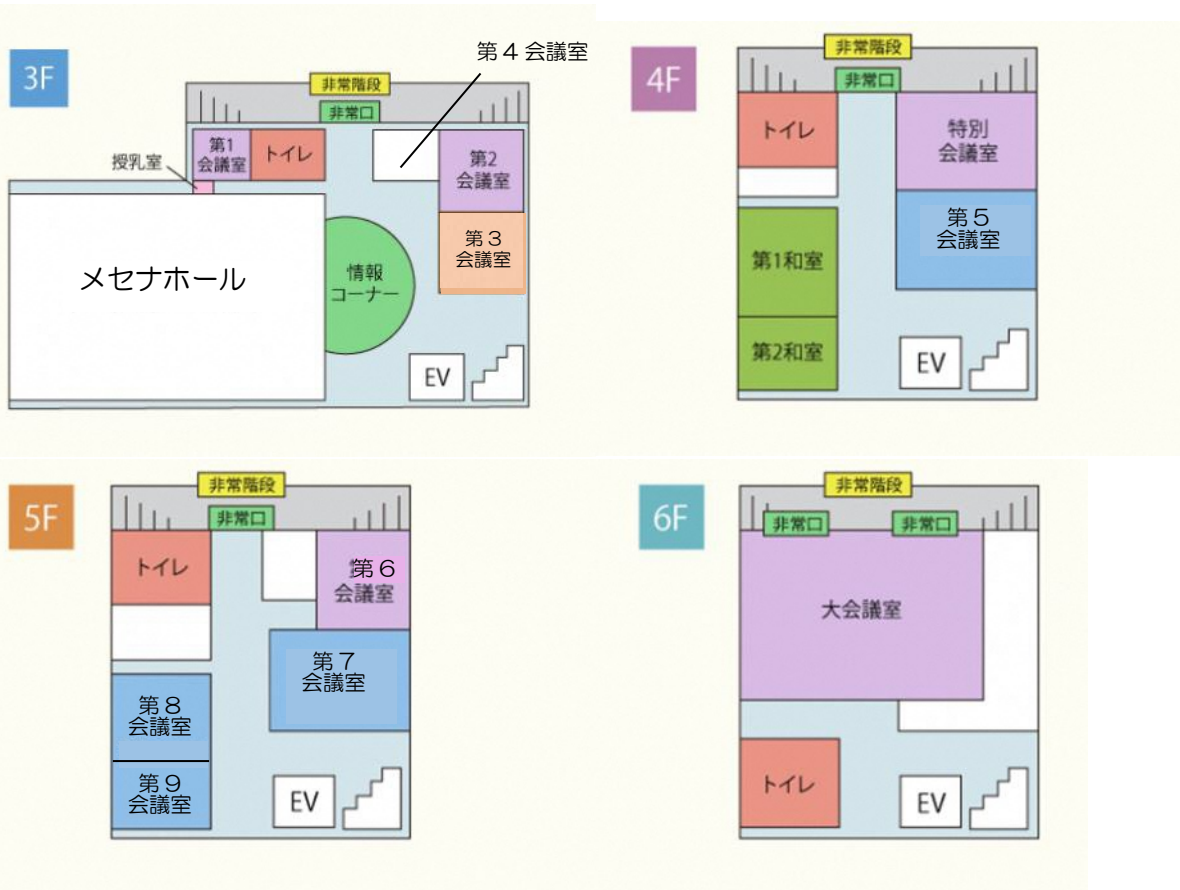
別館フロアマップ

【改修前 令和3年4月1日～9月30日】



【改修後 令和4年4月1日～】





開館時間・休館日等

	施設名	開館時間	休館日
本館	大ホール、小ホール、イベントホール	9:00~22:00	第2・4 火曜日（祝日を除く）
	リハーサル室、創作活動室、保育室、マルチスペース		第4 火曜日（祝日を除く）
	美術ギャラリー	10:00~18:00*	火曜日（作品搬入日）
別館	改修前 令和3年9月30日まで	9:30~21:00	火曜日（祝日を除く）
	改修後 令和4年4月1日から	9:00~22:00	第4 火曜日（祝日を除く）
駐車場（第1・第2・第3）、駐輪場		8:30~22:15	

※美術ギャラリーは30分単位で利用時間を延長することができます。（別途延長料金をいただきます。）
美術ギャラリーの撤収日は月曜日です。撤収は利用時間内に終わってください。

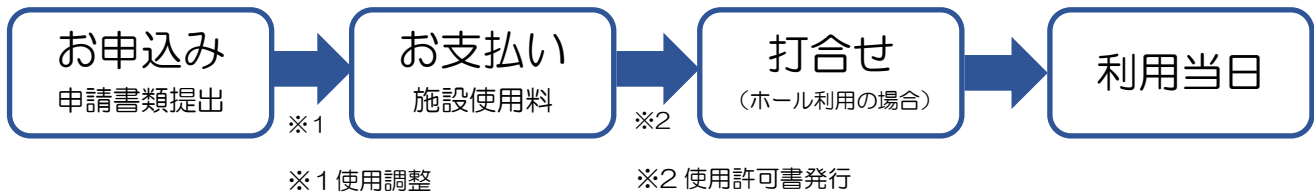
- ◆12月29日から翌年1月3日及びその他特別な理由がある場合は全館休館します。
- ◆施設前広場に休館日等はありませんが、貸し出しは本館開館日の9:00~17:00までです。

Ⅱ. 申込み

枚方市総合文化芸術センターは、2021年（令和3年）4月に別館の貸し出しを開始し、本館は2021年（令和3年）10月からご利用いただけます。本館開館後、別館は休館の上改修工事を行い、2022年（令和4年）4月にリニューアルオープンします。

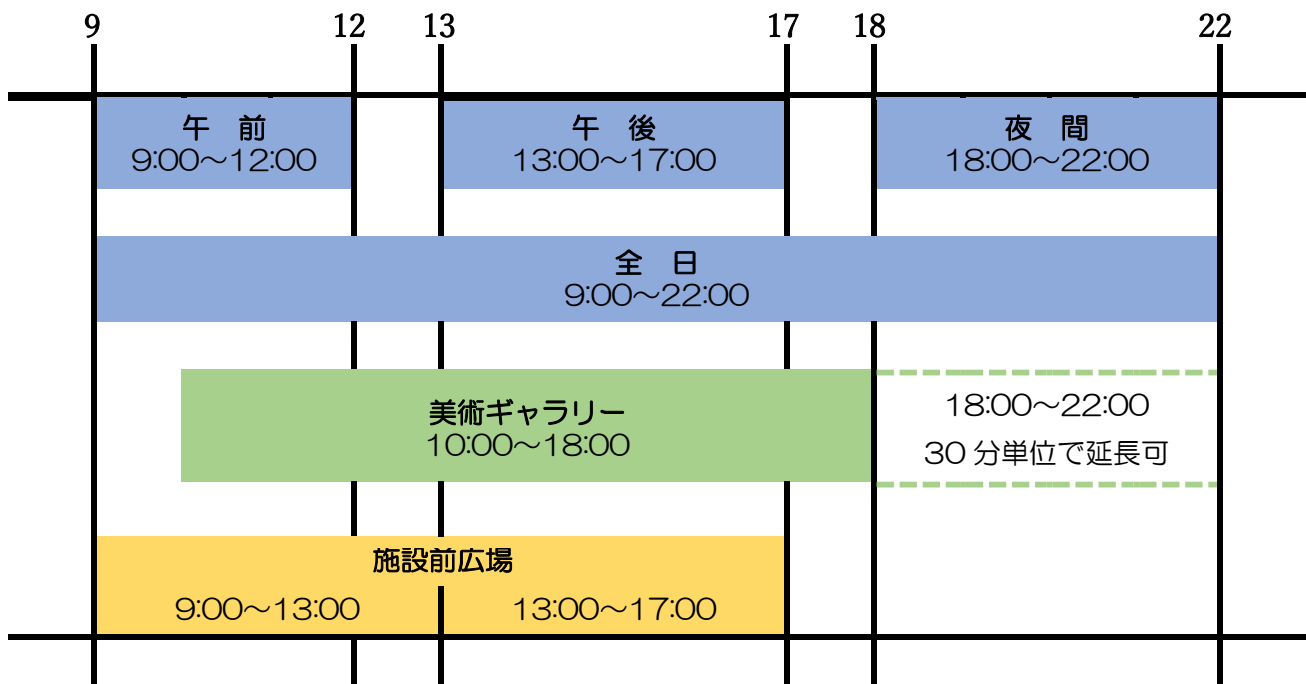
施設利用の申込み

利用の流れ



利用時間

施設をご利用いただける時間区分は次のとおりです。



◆利用時間には、主催者の入館時間、搬入、準備（仕込み）、設営レイアウトの保持や観客の入場及び退場、搬出（後片付け）など施設利用に要する全ての時間を含みます。日程や時間の配分に余裕のある計画を立ててください。

◆令和3年4月1日から令和3年9月30日までの別館の利用については、午前（9:30~12:30）、午後（13:00~17:00）、夜間（17:30~21:00）の時間区分となります。

施設使用料

使用の区分における施設使用料は「施設使用料金表（P.13～P.17）」をご覧ください。

受付方法

① 窓口での申込み

- 所定の申請書類に必要事項を記入して、下表の受付に提出してください。
- 使用料の納付と引換えに「使用許可書（兼領収書）」を発行します。
- 窓口による申込みのお支払いは現金のみです。

②施設予約システム（インターネット予約）での申込み

- 窓口受付の翌日から施設予約システムを利用し、インターネット予約することができます。ただし、大ホール・小ホール・イベントホール・美術ギャラリー・メセナホールのご予約については、窓口での申込みとなります。
- インターネット予約には、使用者 ID が必要です。
- インターネットによる申込みは仮予約となりますので、仮予約日を含めて 2 週間以内に窓口で使用料をお支払いください。

ただし、いずれの申込みの場合も令和 3 年 3 月 31 日までは、使用申請の仮予約となります。令和 3 年 4 月以降に使用料を納入していただき、使用許可書を発行します。

	受付時間	受付窓口
仮予約受付開始～令和 3 年 3 月	調整中	調整中
令和 3 年 4 月～9 月	9:30 ～ 19:00	枚方市総合文化芸術センター事務室（別館）
令和 3 年 10 月～	9:00 ～ 19:00	枚方市総合文化芸術センター事務室（本館）

臨時に休館になった日は除く。

※令和 3 年 3 月まで、別館の使用申請はメセナひらかた会館事務室で受け付けます。

受付開始

受付期間は、ホールおよび利用目的ごとに異なります。

区 分		申請受付開始日	
★	大ホール ※同時に使用する楽屋及びク ローク（控室）を含む。	全席（1・2・3階席 1,468席） 及び舞台	使用日の 14 カ月前の日の属する月の初日
		1 階席（836 席） 及び舞台	使用日の 12 カ月前の日の属する月の初日
		舞台のみ	使用日の 3 カ月前の日の属する月の初日
★	小ホール ※同時に使用する楽屋及びク ローク（控室）を含む。	全席（325 席） 及び舞台	使用日の 12 カ月前の日の属する月の初日
		舞台のみ	使用日の 3 カ月前の日の属する月の初日
★	イベントホール（最大 200 席）	使用日の 12 カ月前の日の属する月の初日	
★	美術ギャラリー	全室利用	①4 月から 7 月までの利用 前年の 9 月の最初の開館日 ②8 月から 11 月までの利用 当年 1 月の最初の開館日 ③12 月から翌年 3 月までの利用 当年の 5 月の最初の開館日
		1 室または 2 室利用	①4 月から 7 月までの利用 前年の 10 月の最初の開館日 ②8 月から 11 月までの利用 当年の 2 月の最初の開館日 ③12 月から翌年 3 月までの利用 当年の 6 月の最初の開館日
	リハーサル室 1、保育室、創作活動室、 施設前広場、メセナホール及びリハーサル室 2	使用日の 6 カ月前の日の属する月の初日	
	マルチスペース及び別館の施設（メセナホール、リハ ーサル室 2 及びトレーニングルームを除く。）	使用日の 10 週前の日	

- 受付開始日が窓口休館日の場合は、その日より前で最も近い開館日に受付します。
- ★の施設を予約する場合は、受付開始月に関わらず、他の施設も一緒に予約することができます。
- 指定管理者、枚方市、枚方市教育委員会その他本市の機関は、使用日の 24 月前の日から先行予約できま
す。ただし、土・日・祝日を先行予約できるのは、月の半分までとします。

使用調整

予約は原則として先着順ですが、受付開始の初日に希望が重複した場合は、午前 9 時（令和 3 年 9 月 30 日までは、午前 9 時 30 分）から抽選を行います。

使用の決定

使用の許可（令和3年4月1日以降）

使用料（全額）の入金をもって使用を許可します。

※使用許可を受けた施設や設備の使用権を譲渡・転貸することはできません。

使用料の納入（令和3年4月1日以降）

原則、現金でのお支払いとなります。

インターネット予約された場合、予約された日を含め2週間以内にご来館の上お支払いいただくか、クレジットカードで決済の手続きをお願いいたします。（インターネット予約の開始時期は調整中です。）

申請内容の変更と取消

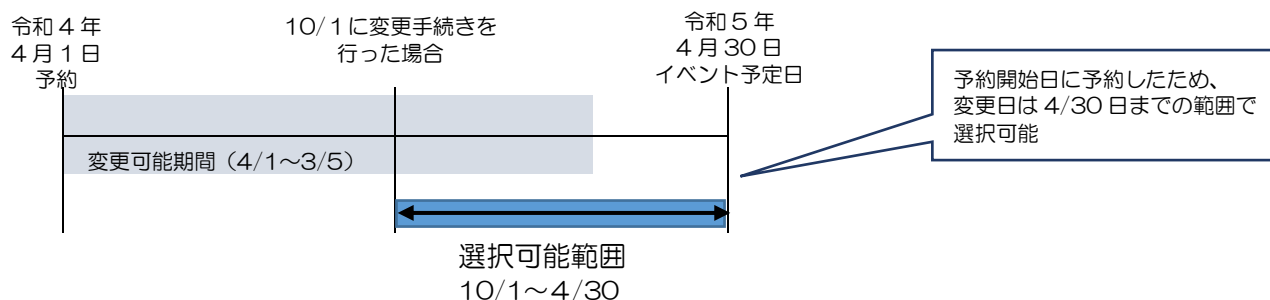
変更・取消

- ◆催物を中止する場合は、「総合文化芸術センター使用中止届出書」を速やかに提出してください。
- ◆変更の場合は、「総合文化芸術センター使用変更許可申請書」を提出してください。変更申請のうち、使用日、使用時間帯又は使用施設の変更は、下記に定める日までに1回限り行うことができます。ただし、使用日の変更については、当初申請した時点で予約が可能であった範囲で変更日を選択できるものとします。（※下記イメージ図参考）
 - ①ホール（メセナホールを除く。）は、使用の開始とされていた日の8週間前の日まで
 - ②美術ギャラリーは、使用開始日の10週間前の日まで
 - ③リハーサル室、施設前広場及びメセナホールは使用開始日の5週間前の日まで
 - ④上記以外の施設は、使用開始日の1週間前の日まで
- ◆同時申請に係るものについては、全ての施設について同一の使用日への変更又は使用時間帯の変更に係るものに限り行うことができます。

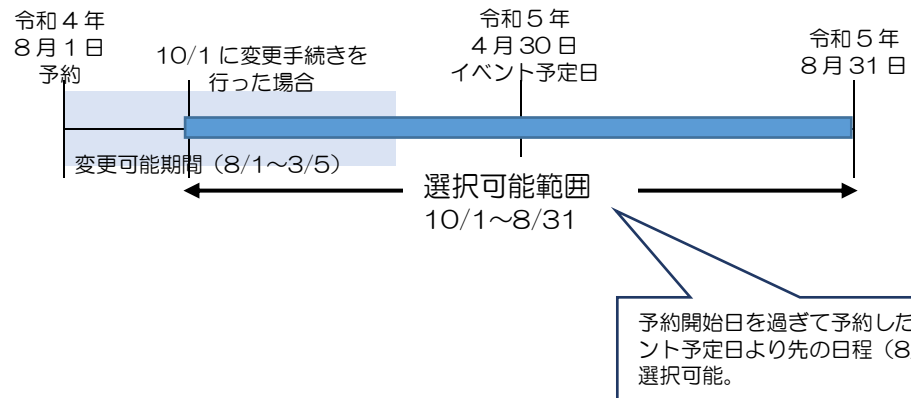
※変更のイメージ

★令和5年4月30日に小ホールを使用する ※小ホールは12カ月前から予約可能

①申請開始日（令和4年4月1日）に予約した場合



②令和4年8月1日に予約した場合



使用料の還付

◆以下の条件に該当する場合に限り還付します。

還付を受ける場合は、「総合文化芸術センター使用料還付申請書」を提出してください。

(1) 全額還付

- ・天災その他不可抗力により、使用することができなくなった場合。
- ・管理上の都合により使用の許可を取り消した場合。

(2) 8割還付

次の期限までに使用中止届出書を提出した場合。

- ・ホール（楽屋、クローク（控室）及びメセナホールを除く。）使用日の24週前の日
- ・美術ギャラリー 使用日の20週前の日
- ・メセナホール及びリハーサル室 使用日の10週前の日
- ・その他施設 使用日の4週前の日

(3) 5割還付

次の期限までに使用中止届出書を提出した場合。

- ・ホール（楽屋、クローク（控室）及びメセナホールを除く。）使用日の8週前の日
- ・美術ギャラリー 使用日の10週前の日
- ・メセナホール及びリハーサル室 使用日の5週前の日
- ・その他施設 使用日の1週前の日

Ⅲ. 施設使用料金表

1. 枚方市総合文化芸術センター本館

(1) ホール（楽屋及びクローク除く。）

区 分			金 額 (円)				
			午 前	午 後	夜 間	全 日	超過金額 (30分当たり)
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	
大ホール	全席及び 舞台	平 日	45,000	77,200	92,300	204,000	8,300
		休日等	56,200	96,500	115,300	255,000	10,400
	1階席及び 舞台	平 日	32,300	55,400	66,200	146,400	6,000
		休日等	40,300	69,200	82,700	183,000	7,500
	舞台のみ	平 日	26,000	44,700	53,400	118,000	4,800
		休日等	32,500	55,800	66,700	147,500	6,000
小ホール	全席及び 舞台	平 日	13,100	22,500	26,800	59,400	2,500
		休日等	16,300	28,100	33,500	74,200	3,200
	舞台のみ	平 日	10,300	17,700	21,100	46,800	1,900
		休日等	12,800	22,100	26,300	58,500	2,400
ホー イ ベル ト	平 日	7,100	12,200	14,600	32,300	1,400	
	休 日 等	8,800	15,200	18,200	40,300	1,800	

- A. 市内に在住、在職、在学される方または過半数がこれらの方で構成される団体以外の団体が使用する場合は、市外料金として上記表の額（基本料金）の1.5倍の料金とします。
- B. 物品の販売その他これに類する行為のために使用される場合は、基本料金または市外料金に、使用時間帯に応じた平日の基本料金を加算します。
- C. 入場料等を徴収して使用する場合は、基本料金または市外料金に次の額を加算します。
- ①入場料等の最高額が2,001円以上5,000円以下の場合
使用時間帯に応じた平日の基本料金に0.5倍した額を加算します。
 - ②入場料等の最高額が5,001円以上の場合
使用時間帯に応じた平日の基本料金を加算します。
- D. 使用の許可を受けた時間を変更して使用する場合は、延長時間30分当たり上記表の超過金額（市外の方は1.5倍の額）とします。延長した時間に30分未満の端数がある時には、これを30分とします。

(2) 諸室

区 分		金 額 (円)					
		午 前	午 後	夜 間	全 日	超過金額 (30分当たり)	
		9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~22時		
ホール	大ホール	楽屋事務室	各使用時間帯につき、300円			900	100
		楽屋 1	各使用時間帯につき、400円			1,200	100
		楽屋 2	各使用時間帯につき、400円			1,200	100
		楽屋 3	各使用時間帯につき、500円			1,500	100
		楽屋 4	各使用時間帯につき、700円			2,100	100
		楽屋 5	各使用時間帯につき、700円			2,100	100
		楽屋 6	各使用時間帯につき、500円			1,500	100
	楽屋 7	各使用時間帯につき、700円			2,100	100	
	小ホール	楽屋事務室	各使用時間帯につき、300円			900	100
		楽屋 1	各使用時間帯につき、400円			1,200	100
		楽屋 2	各使用時間帯につき、700円			2,100	100
		楽屋 3	各使用時間帯につき、700円			2,100	100
	ク ロ ー ク (控室)	全室利用	各使用時間帯につき、300円			900	100
		半室利用	各使用時間帯につき、200円			600	100
リハーサル室1		4,000	5,300	5,300	14,600	600	
創作活動室	全室利用	2,700	3,900	3,900	10,300	500	
	創作活動室1	1,400	2,000	2,000	5,300	300	
	創作活動室2	1,300	1,900	1,900	5,000	200	
保育室		700	1,000	1,000	2,700	200	
マルチスペース1		800	1,100	1,100	3,000	200	
マルチスペース2		1,700	2,300	2,300	6,300	300	

◆本館の表(1)(P.13)のA(市外加算)、B(物販加算)、D(延長加算)の項目を適応します。

(3) 美術ギャラリー

区 分	金 額 (7日当たり) (円)		超 過 金 額 (30分当たり)
	10時~18時		
展示室 1	72,200		800
展示室 1 (附属展示室除く。)	66,500		700
展示室 2	49,900		600
展示室 3	54,500		600

◆本館の表(1)(P.13)のA(市外加算)、D(延長加算)、の項目を適応します。

(4) 施設前広場

金 額 (円)		超 過 金 額 (30分当たり)
午 前	午 後	
9時~13時	13時~17時	
20,000	20,000	2,500

◆本館の表(1)(P.13)のA(市外加算)、D(延長加算)の項目を適応します。

2. 枚方市総合文化芸術センター別館

(1) ホール及び諸室【改修前 令和3年4月1日~9月30日】

区 分	金 額 (円)				超 過 金 額 (1時間当たり)
	午 前	午 後	夜 間	全 日	
	9時30分~ 12時30分	13時~17時	17時30分 ~21時	9時30分~ 21時	
軽運動室	2,300	3,500	4,700	10,500	1,000
多目的ホール	7,600	11,400	15,400	34,400	3,000
多目的ホール(舞台除く。)	3,800	5,700	7,700	17,200	1,500
第1会議室	700	1,100	1,500	3,300	300
第2会議室	1,300	2,000	2,700	6,000	600
第3会議室	1,500	2,300	3,100	6,900	600
研修室	2,100	3,200	4,300	9,600	900
視聴覚室	2,400	3,600	4,900	10,900	1,000
職業講習室	2,100	3,200	4,300	9,600	900

大会議室	3,400	5,100	6,900	15,400	1,400
特別会議室	2,700	4,100	5,500	12,300	1,100
第1和室	1,200	1,800	2,400	5,400	500
第2和室	500	800	1,100	2,400	200

◆表の金額は、市内使用者の料金です。市外使用者の料金は別途設定されています。

(2) ホール及び諸室【改修後 令和4年4月1日～】

区 分	金 額 (円)				
	午 前	午 後	夜 間	全 日	超過金額 (30分当たり)
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	
リハーサル室2	2,500	3,300	3,300	9,000	400
メセナホール	6,200	8,300	8,300	22,700	900
メセナホール(舞台除く。)	4,800	6,400	6,400	17,500	700
多目的室	3,200	4,400	4,400	11,900	500
第1会議室	700	900	900	2,400	100
第2会議室	1,300	1,700	1,700	4,700	200
第3会議室	1,400	1,900	1,900	5,100	200
第4会議室	600	800	800	2,100	100
第5会議室	2,000	2,600	2,600	7,000	300
第6会議室	1,400	1,900	1,900	5,100	200
第7会議室	2,000	2,600	2,600	7,000	300
第8会議室	1,500	2,000	2,000	5,400	300
第9会議室	1,300	1,700	1,700	4,700	200
大会議室	5,200	6,900	6,900	19,000	800
特別会議室	2,000	2,600	2,600	7,000	300
第1和室	1,600	2,100	2,100	5,600	300
第2和室	700	900	900	2,400	100

◆本館の表(1)(P.13)のA(市外加算)、B(物販加算)、D(延長加算)、の項目を適応します。

(3) トレーニングルーム

1 回 2 時間当たり 200 円（市民等以外の方は 300 円）

(4) 駐車場

使用開始時から 30 分までは無料。30 分を超えて 1 時間までは 500 円。

1 時間を超えた場合は 1 時間を超える部分 1 時間につき 200 円。

3. 設備使用料（令和 2 年 2 月現在確定分。今後追加する予定です。）

	設 備	金 額
舞台設備	大ホール音響反射板	1 式につき、7,000 円
	小ホール音響反射板	1 式につき、3,000 円
	大ホールオーケストラピット	1 式につき、5,000 円
照明設備	メセナホールアップーホリゾンライト	1 列につき、500 円
	メセナホールロアーホリゾンライト	1 列につき、500 円
	メセナホールボーダーライト	1 列につき、300 円
	大会議室ボーダーライト	1 列につき、300 円
本館楽器	フルコンサートグランドピアノ A	1 台につき、12,000 円
	フルコンサートグランドピアノ B	1 台につき、6,000 円
	セミコンサートグランドピアノ A	1 台につき、6,000 円
	セミコンサートグランドピアノ B	1 台につき、3,000 円
その他備品	イベントホール備品 A セット※	1 式につき、1,200 円
	イベントホール備品 B セット※	1 式につき、1,200 円
	イベントホール備品 C セット※	1 式につき、1,800 円

※イベントホール備品 A セット 椅子、イベントホール備品 B セット 会議机及び椅子
イベントホール備品 C セット 円卓及び椅子

- ◆この表に定める額は、午前（9 時～12 時）、午後（13 時～17 時）、夜間（18 時～22 時）の使用時間帯のうち 1 使用区分において使用した金額です。
- ◆使用の許可を受けた時間を延長して使用する場合に係る設備使用料は、延長 1 時間あたり基本料金の 0.5 倍の金額とします。延長 1 時間未満の端数がある時は、15 分未満は切り捨て、15 分以上は 1 時間とします。
- ◆ピアノの使用料には、調律料は含みません。
- ◆上記の表に記載のない、音響・照明設備など備品につきましても、設備使用料を設定しますが、詳細については現在調整中です。